

兵庫県立淡路医療センター総合施設管理業務委託業者募集要領

1 目的

この要領は、兵庫県立淡路医療センター（以下、「当院」という。）の総合施設管理業務（設備管理、警備保安、清掃）（以下、「総合施設管理業務」という）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 委託業務名

兵庫県立淡路医療センター総合施設管理業務委託（設備管理、警備保安、清掃）

3 履行場所

兵庫県立淡路医療センター　洲本市塩屋1丁目1番137号

4 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

5 委託業務の内容

「兵庫県立淡路医療センター総合施設管理業務仕様書」に基づき応募者自らが企画する下記業務

- (1) 設備管理業務
- (2) 警備保安業務
- (3) 清掃業務

なお、現在令和8年度4月に向け院内業務の見直しを行っていることから、仕様の一部を変更することがある。

6 参加資格

業務を委託するためのプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 日本国内の一般病床300床以上の病院において、本プロポーザル仕様書に定める「設備管理業務」「警備保安業務」「清掃業務」と同種又は類似する業務をそれぞれ1年以上請け負った実績があること。
ただし、上記各業務を同時期に同一病院において請け負った実績を求めるものではない。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている事業者であること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと
 - ア 兵庫県における物品関係入札参加資格を有していない者。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当する者。
 - ウ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止措置を、本プロポーザル募集公告の日から企画提案書等提出書類の受付期間の末日までの間において受けている者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
 - オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者
 - カ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がある者。
 - キ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
 - ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者。
 - ケ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②破産者で復権を得ない者
- ③禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- コ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

7 参加手続き

(1) 事務局

〒650-0021 兵庫県洲本市塩屋1丁目1番137号
兵庫県立淡路医療センター総務部経理課
電話 (0799) 22-1200 (代) 内線 221

(2) プロポーザルへの参加

プロポーザルに参加しようとする場合は、次により参加表明書及び企画提案書等を提出しなければならない。

ア 参加表明書の提出

① 提出書類

- a 参加表明書（様式第1号）
- b 業務受託実績に関する調書（様式第2号）
300床以上の病院における受託実績
- c 誓約書（様式第3号）
- d 会社概要（様式第4号）

① 提出方法

持参又は郵送とする。

② 受付期間

令和7年12月16日（火）から令和7年12月26日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
郵送の場合は、令和7年12月25日（金）必着とする。

③ 提出場所

上記(1)に同じ

イ プロポーザルにかかる質問及び回答

① 質問方法

質問については、所定の質問書（様式第5号）により行うこととし、電子メールにて提出する。なお、電子メール件名冒頭には「【質問：淡路医療センター総合施設管理業務委託】」の文言を入れること（提出先電子メールアドレス：tetsuya_yamada@pref.hyogo.lg.jp）。

② 受付期間

令和7年12月16日（火）から令和7年12月26日（金）午後5時まで

③ 回答方法

令和8年1月19日（月）より、参加表明書提出者全員に対して電子メールにより送付する。

ウ 企画提案書等の提出

① 提出方法

持参又は郵送とする。

② 受付期間

令和8年1月16日（金）から同年1月23日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）。
郵送の場合は、令和8年1月23日（金）必着とする。

③ 提出場所

上記(1)に同じ

④ 提出書類

a 企画提案書等

次の書類を8部（正本1部、副本7部）提出すること。

本要領及び仕様書の内容を踏まえた企画提案書等とすること。

企画提案書	①企画提案にあたっての基本方針 ②総合施設管理業務委託仕様書への対応及び提案	第7号
企画提案書 要約版	企画提案書（様式第7号）をA4版2～3枚程度にまとめたもの	任意
実施体制に關 する提案書	① 人員体制 ② 企業体制 ③ 危機管理体制	第8号
見積金額	① 令和8年度見積書(月額)・(年額)（年度別・月別で金額変更可）、 3カ年総額 ② 見積金額の内訳 ※業務毎の詳細な明細、積算がわかる資料を添付すること。	任 意

b 提出時に添付する資料

決算書等直近の貸借対照表、損益計算書及び余剰金又は欠損金の処理状況を記した書類を1部添付すること。

その他、会社のパンフレット等参考となる資料（無ければ添付する必要はない。）

エ プрезентーション

企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求める。

実施日 令和8年1月30日（金）

開催の場所等については、参加者に対し別途連絡する。

オ 記入要領

- ① 提出書類は、原則A4版・縦型・横書き・左綴じで作成すること。なお、構成図等の場合にはA4版・横型・横書きでもかまわない。
- ② 提案書に記載する文字は、日本語、文字の大きさは10.5～12ポイント以上とし、書体は任意とする。
- ③ 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用してよい。
- ④ 添付する資料はA4版に統一すること。

カ 留意事項

- ① 提出書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用すること。
- ② 提出書類の著作権は、参加者に帰属すること。
- ③ 提出書類は、非公開とする。
- ④ 提出書類は、返却しない。
- ⑤ 提出書類が、本要領及び別添の様式に適合しない場合は、企画提案を無効とすることがある。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出された企画提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- ⑦ 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない。

キ 費用負担

参加者の負担とする。

8 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は「兵庫県立淡路医療センター総合施設管理業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「兵庫県立淡路医療センター総合施設管理業務委託」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 期限までに提案書を提出しなかった者
- ② 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした者

9 選定後の手続き

(1) 契約準備等

契約予定者は、選定結果通知後、直ちに次に掲げる書類を提出するとともに、準備作業について、病院と打ち合わせを行うこととする。

- ① 兵庫県税に係る納税証明書（未納の税額がないことの証明書） 1部
- ② 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（同上） 1部
- ② その他病院が求める書類

(2) 契約

- ① 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。なお、仕様書については変更することがある。
- ② 契約担当者は、契約締結後において、業務受託者が提案事項について、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。
- ③ 契約予定者は、当選後に「7 参加資格」の（4）の事由に該当したときは、速やかに契約担当者に申し出なければならない。
- ④ 契約担当者は、前項の申し出を受けた場合、当該契約予定者の当選を取り消し、次点の者を当選者とする。

10 添付資料

資料① 兵庫県立淡路医療センター総合施設管理業務仕様書

資料② 兵庫県立淡路医療センター平面図

11 その他

本提案の公告の日（令和7年12月15日（月））から、委員会において選考が終了するまでの間は、兵庫県病院局、兵庫県立淡路医療センターへ向けた本件に関する営業活動は禁止する。